

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年11月18日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和6年11月18日（月） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年11月18日（月） 午後3時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （10番）貞平 克己
（11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久
（15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（1番）池田 静枝 （9番）松田 祥治

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第70号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）

議案第71号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第72号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

議案第73号 非農地判定の取消について

報告第70号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第71号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第72号 農地法第18条（通知）

報告第73号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第74号 農地法施行規則該当転用届について

報告第75号 現況証明書の発行について

報告第76号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

16番 原田 道昭委員

18番 横木 勉委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりました。先週の金曜日には山口市のほうで研修がありました。出席された方、御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、ちょっとまだお見えでない方もいらっしゃるんですが、ただいまから、令和6年11月の月例総会を開催いたします。

本日は、1番、池田委員、9番、松田委員が欠席でございます。まだ3番の小山委員がお見えではありませんが、引き続きさせていただきます。

過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、16番の原田委員さん、18番の横木委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第67号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第67号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は6件になります。目的については、所有権の移転が6件です。譲受理由は、相手方の要望によるものが1件、新規就農が1件、規模拡大が2件、経営基盤の安定が1件、経営移譲が1件です。譲渡理由は、耕作

困難が3件、相手方の要望によるものが1件、高齢のためが2件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第67号の1は、所有権移転の申請です。現地確認を11月8日に事務局2名と原田委員とで行いました。申請人への聞き取りを11月13日に行いましたので報告します。

現地は、資料1ページから4ページを御覧ください。———より———mぐらいのところにあります。———にあり、譲渡人は———農地を取得したが、———。譲受人より話があり、譲り渡すとされた。譲受人は、一年前から譲渡人の農地が耕作されなくなり、畦道の草刈りや水路の管理などをしてこられた。

資料4ページと5ページを御覧ください。———は、譲受人の農地です。譲渡人の農地を譲り受けたら、大型機械を利用することにより、作業の効率がよくなると思い、話を切り出して譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は、耕作要件、農機具保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の利用権移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害を生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要項の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。本来、松田委員さんの担当ではありますが、急用ということなので代わりに報告いたします。

議案第67号の2は、所有権移転の案件です。

まず、申請地の場所ですが、———というところにあります。

譲受人に関しては、———、———されています。

第3条の許可要件については、松田委員から営農計画書どおりであると報告を受けております。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第67号の3番は、所有権移転の案件です。

現地は、資料の14ページになりますが、———から———mくらいのところになります。

それから、譲受人及び代理人への聞き取りを11月9日に行いましたので報告します。譲渡人と譲受人は———ですが、譲渡人さんは———ます。今回、———から———が譲り受けて、———季節の野菜を作るとのことでした。また、農地が一部、かさ上げされている部分がありましたが、そこについては果樹を植えるとのことでした。

それで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件ですが、———耕作され、営農計画書には書いていないのですが、耕運機もありますので、農地のスペースは有効に利用されると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、2人で作業され、農作業を行う必要がある日数については従事されるということです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら野菜を栽培されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、今までも保全管理に努めておられたので、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案67号の4番は、所有権移転の申請です。

現地確認は、11月11日に木原小委員長と事務局2名で実施しましたので、その後の調査も含めて報告します。

資料につきましては、17ページから20ページに記載してあります。18ページと19ページを開いていただけたらと思います。

申請地は、18ページの上にちょっと白いところがありますが、——になります。——
——にあって、——がちょっと黒いところずっとありますが、これは——で、すぐ——に——
——というところで、第1種農地で——という地区になります。

申請地が一筆ありますが、いずれも今年まで稲作が行われておりまして、農地番号の——
——ですか、この譲渡人の方でされていたということです。

それから、すぐ一側の——につきましては、他の方が借りて耕作をされておったということ
ことです。

それから、申請地一筆を——に、これ、譲受人の農地がありまして、いずれも稲作を
行っていたということでございます。

所有権の移転については、どちらも譲渡人のほうから譲受人のほうへ話があったと、それからま
とまったということでございます。

それから、——の譲渡人の話ですが、今後も稲作は続けるということではあるのですが、
現在、——で、——、——今やっているというふうなことで、
——ので、農地は徐々に後始末をしたいというような要望だそ
うです。

それから、——については耕作困難で、以前からの機構法ですか、これを利用して預け
ておられましたが、——というふうなことで、ど
うも——になるということで、来月の月例総会のときに資料として出てくるかというふうに
思います。

譲受人につきましては、——、これを——に
なっております。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件についてですが、———であり、農地の全てを今までもずっと耕作されてきておりますので、効率的に利用されとを考えます。

それから、4号の農作業常時従事要件について、今までどおりされるということで問題ないというふうに判断します。

それから、6号の地域との調和要件について、———でありますし、必要ないと思います。

2号、3号、5号については該当しておりません。審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案67号の5は所有権移転の案件であります。

参考資料は、21ページから25ページに記載してあります。

申請地は———にあります。———というんですが、そちらに一筆、———と申しまして一筆、合計一筆で———m²の農地です。

現地確認及び譲受人、譲渡人、双方の聞き取り調査を11月17日に行いました。

申請事由は、譲渡人の———耕作管理が困難なため、———譲受人に権利移譲するものでございます。

また、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては、営農計画書のとおり確認しております。ただ、農機具の保有状況につきましては、現在、稲作は辞められているため、耕運機、草刈機は所有がありますが、ほかは処分されています。トラクター、軽トラについては、———から必要において借りられるということで、今後作業される予定です。よって、おおむね問題ないものと判断はします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方お願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第67号の6は所有権移転の案件です。現地確認及び申請者への聞き取りを11月13日に行いましたのでその報告をします。

現地は、——mのところですか。議案書の27ページ、28ページを御覧になっていただくと分かると思いますが、——の——のすぐ側で周りは——、ほとんど——になっておりまして、今回の譲受人は——年ぐらい前から畑としてもう耕作をしております。——、——ので、——をしたということなんです。——をしたのはしたんですが、耕作意思ありませんし、実際にはここは——のところですから、元の場所もよう分からんということで、今の耕作されている方にもう譲り渡したいということで今回の話になりました。譲受人は、——のほかの地域にも——を一反あまり、一棟、——しております。

次に、農地法第3条の第2項の各号の権利移動の制限に関する事項ですが、特に特段問題のあるような事項はございません。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。このあたりは皆さん稲作をしておられる地帯だと私は理解しておるんですが、その中で、営農計画書によるとハウスでイチジク栽培、将来はミカンを栽培する予定というふうにあります。ミカンもハウス栽培される予定なんですか。

○藤井会長 どうぞ。

○14番 面積は僅かなんですが、今でもミカンを植えていらっしゃいます。ミカンとかユズ、これは植えていらっしゃいます。ほかにもヤマノイモとか野菜を植えていらっしゃいますので、周りに影響を及ぼすようなことはないです。というのは、周りは今、——ですから、こちらの方のほうから早くからここで畑を作っていらっしゃいますので、——は、ほかにも——を作っていらっしゃいますので、——あるようですので、特段この畑で——を造られんかも、——というほどのものじゃないですけどね。——は造られるかも分かりませんが、迷惑をかけるようなものではないと思います。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、議案第68号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、図面資料の修正をお伝えします。

お手元の修正連絡票を御覧ください。図面資料31ページの地図及び33ページの公図が差し替えになります。

それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は31ページからになります。

議案第68号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は1件で、転用目的は農家住宅の敷地拡張が1件です。

受付番号1は農家住宅の敷地拡張です。資料は31ページからになります。農地の種別は集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。農用地除外申請中です。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第68号の1は、農家住宅を拡張し、木造2階建てを増築したいという案件です。

現地確認及びヒアリングを11月12日午後、事務局お二人と松永さんと私の4人で行いましたので、その結果について御報告いたします。

現地は、お手元の資料31ページにあり、———から———mの場所にあります。申請人によると、現在———、———、———、———していますが、———に入りたいとの思いから今回増築を考えたそうです。

資料31ページにありますように、この農地区分は第2種農地です。現在居住している家から地続きの場所であり、一部は畑として苗物を置場も確保し、営農への支障も考えられないことから許可基準を満たしていると思われます。

なお、35ページにありますプレハブ倉庫と既設浄化槽の2点は始末書を既に出されています。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。被害防除計画書に汚水の放流先が農業用排水路以外の河川になっていますが、この辺りは全部農業用水路じゃないですか。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか。

○13番 ここをちょっと埋め立てされるみたいで、少し、すみません、お願いします。何か水の流れがちゃんと川のほうに流れるというような説明がありましたけど。

○2番 いや、出す川が農業用排水路じゃないかという質問です。

○13番 ちょっとよろしくお願いいたします。

○藤井会長 事務局、答えられますか。

○事務局 ———からは、一応、この書面のとおりの回答は何っておるんですけども、今回、地元の水利の関係のほうには、もう説明は言っていたいておるということで、説明方のところに名

前が記載されている状態です。なので、基本、営農されている地区なので、直接は違っても恐らくそういったところにつながるところはあるかと思いますので、今後その辺ちょっと——とも話すときに気をつけていければと思っております。

○藤井会長 よろしいですか。ここに耕作地が書きじゃないんですけど、どのぐらいになっていますか、この方の耕作地は。

○13番 私も耕作地のことを聞いてみました。そしたら、——のほうにも——が作っていらっしゃったところがありました。結構、農業推進委員の方にも尋ねてみたら、かなり広く作っておられるそうです。

○藤井会長 この辺りは——んじゃないかと思うんで。

○13番 そうですね、それはあります。

○藤井会長 ほかに何か御意見ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案69号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案書及び図面資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書6ページ、番号10の譲受人の住所を訂正します。

また、図面資料63ページの土地利用計画図が差し替えになります。

それでは、御説明いたします。議案書は4ページ、資料は37ページからです。

議案第69号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された議案は11件です。転用事由の内訳は太陽光発電設備が7件、太陽光発電設備用地への進入路が1件、資材置場が1件、自己用住宅が1件、駐車場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は37ページからになります。農地の種別は集団農地面積45.3haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2は、太陽光発電設備用地への進入路です。資料は47ページからになります。農地の種別は集団農地面積45.3haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。令和8年11月30日までに原状回復予定の一時転用になります。

受付番号3は、自己用住宅です。資料は53ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は59ページからになります。農地の種別は、集団農

地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は69ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6は、太陽光発電設備です。資料は79ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号7は、太陽光発電設備です。資料は89ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号8は、太陽光発電設備です。資料は99ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.8haの農地で、———から——mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号9は、太陽光発電設備です。資料は109ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号10は、駐車場です。資料は117ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号11は、資材置場です。資料は123ページからになります。農地の種別は、集団農地面積3.2haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、2番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第69号の1、許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

議案第69号の2は、許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて太陽光発電設備用地への進入路を一時転用したいという申請です。

譲受人が同じなので、同時に進行していきます。現地確認を11月8日に事務局2名と原田委員とで行いました。9月11日に譲受人、9月12日に———と———に聞き取りを行いましたので報告します。

議案第69号の1は、資料の37ページから39ページを御覧ください。農地の種別は、第2種農地で———から——に約——mのところに位置している。

議案第69号の2は、資料の47ページから49ページを御覧ください。農地の種別は、第2種農地で———から——に約——mのところに位置している。

議案第69号の1は、譲渡人は———利用権設定をしていたが、今年で終わり、契約を解除した。周りがみんな太陽光発電になったので、譲受人より話があり、今回話がまとまったということ

です。

隣接の土地所有者の承諾状況は、43ページ、44ページを御覧ください。

議案第69号の2、譲渡人の農地は耕作されていない。譲受人より太陽光発電設備用地への進入を一時転用の申出があり、今回話がまとまったとのことで、隣接の土地所有者の承諾は議案第69号の1と同じです。43、44ページです。

事業計画書及び被害防除計画書の内容につきましても、特に問題はなく、周辺農地等に関わる農業条件に障害を生ずる恐れもないと思いますので、2件については転用やむを得ないと考えます。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見特にないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、承認いたします。

続きまして、議案第3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番の池田です。議案第69号の3は、———の農地を借り受けて自己用住宅を建築するために転用したいという申請です。11月7日に横木委員、市職員3名と私の5人で現地確認をしました。11月13日に申請者の———から聞き取りを行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、お手元資料の53ページから55ページのとおり、———の———の———、———に———があるんですけど、———です。———に話を聞いたところ、———して———にすることも考えたが、現在居住している家が———になっており、———なことがあり、———の現在地に建設することにしたとのことです。

議案説明書の57ページを御覧ください。住宅建設予定地と東側にカーポートがありますが、この間に既存住宅への進入路、———ですが、そこに住宅があるんですけど、以前から車の進入路として転用されており、事後承認の形になりますが、これはやむを得ないと判断します。始末書のほうも提出されています。

立地基準ですが、第2種農地で問題ありません。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や周辺へ営農に障害を及ぼす恐れがないことから、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議よろしく願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第69号の4は、太陽光発電施設を建設するために農地を転用したいという審議です。11月7日に事務局2名と関谷委員さんと一緒に現地確認を行いました。それから、11日に——、譲受人、譲渡人に話を伺いました。その結果を報告します。

現地は——の——のほうになりますが、——mくらい行ったところにあります。譲渡人は、——ここをもう耕作されておりませんで、草の管理だけをされていたところでした。それから、譲受人については事業拡大のために土地を探していたところ、話がまとまったということです。周囲の草とか溝の掃除とかお願いしました。それから、工事については、送電線の容量が足りないため、——がその線をやり替えてくれるまで待たないとできないということで、多分、——にはできるだろうということでした。

それから、差し替えの図面が入っていますが、63ページということで、この農地、段差がありまして、なかなかうまく設置できないということで、このオレンジの線が入っているところ、それから左側に網かけみたいなのがずっと伸びている、これも段差になっています。だから2筆なんですけど、実際現地に行くと3枚あるような、そういう感じの農地になっております。したがって、こういう形の設置計画ということになりました。報告は以上です。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、6番、7番、一括して説明していただきたいと思います。

○13番 13番、熊安悦子です。議案第69号の申請番号5、6、7は、それぞれの譲渡人の農地を、同じ譲受人が太陽光発電設備を設置するものです。

69ページから97ページです。現地確認を11月12日午後、事務局お2人と松永さんと私で行いました。ヒアリングは、譲渡人のそれぞれお2人に尋ね、確認いたしましたので御報告いたします。太陽光設備会社の譲受人さんにもお電話しましたが、ここに書いてある電話番号は——の番号で電話しましたが通じませんでした。その譲受人のお仕事のほうは、防府市内で——か所稼働されている業者さんで——のところです。現地は——の道を——mくらい

行った一側にあります。これらの農地は、——そばにあり、草木が茂り、——
——場所で、お互いに譲渡人は連絡し合い、手放すときは同時にとの思いで連絡し合っておら
れたことです。譲受人の方にも、——しますとそのことについてもお話しされていた
とのこと。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。資料の69ページにありますよ
うに、これらの農地区分は全て第2種農地です。いずれの法令にも該当しない農地です。また、一
般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断いたします。皆
様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○18番 水没すると今言われましたけど、どのくらいでしょうか。

○13番 ここは私もよく通る土手なんです。——を——通って——で、——に
出たりとか、——、ちょっと——のほうに行ったりとかしてる場所なんですけど、——っ
て、———そうです、——。

それでも、今までもう一人の方はずっと稲作を作ってて、肥料もあげずに上流のほうから肥料分
の入ったお水が流れてくるので、元気に育ってたよってことはお話されてました。——
——みたいですね、——。そのことも譲受人の方にもたびたび言ってたけど、それで
も全然構いませんっていうお返事で、なんかことが進んだそうです。以上です。

○18番 なんか———なんですかね、——cmですかね、このパネルの低いほうで。本当に大丈夫な
んでしょうかっていう心配だけです。

○13番 そうですね。私もそれが心配で、こちらのほうにお電話しようとしたんですが、もう一度
確認取ろうと思ったんですが、ちょっとつながりませんでしたので、先ほどもこの会が始まると
きに、5分前くらいにお電話して、そしたらこの番号は——だから、こちらのほうはどちらの県で
すかっていうふうに聞かれて、だからこういうとき、この番号がここですぐ聞かれるような番号が
書いてあればいいなと思いました。それ回答にならないかと思いますけど、——、皆さ
んも稲作作るのを諦めておられるようでした。

○18番 ———もありますので、ちょっとなんですね。

○13番 業者の方は大丈夫ですっていうふうに、幾ら言ってもそういうふうに言われたとおっしゃ
ってました。

○18番 ああ、そうですか。———ですね。

○13番 怖いですね、そういうの。私もそれがすごく気になってました。

○藤井会長 事務局、いいんですかね、これで。何か対策を講じさせる必要はないんですかね、これ
は。

○事務局 今後、今回——も間に入っておりますので、その辺り安全面等に問題はないかということとは再度確認を取ります。

○藤井会長 ぜひお願いします。ほかに、どうぞ。

○11番 11番、池田です。6番、7番の方は、———ですか。違うんですかね。

○藤井会長 いやいや、そうです。

○11番 そうですね、それで———と思うんですけど、今まではどうですか。耕作されていたんですか。遊休農地やったんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○13番 作ってましたとおっしゃってました。よく、本当肥料成分が下々のほうに流れてくるので、肥料をあげなくてもちゃんと育ってたっておっしゃってました。だから作っていらっしゃったんですね。

私が、———なんですけど、その場所は———んだったら———とかそういうこと、———ないようだったらああいう場所が、ああいう場所がっていいですか、そういう作物が作れないような場所、そういうところに太陽光発電を置かれたのが一番いいんだと思います。

私自身考えているのは、いつも大根が畑に植えられるような、大根が立派にできるような農地を絶対、太陽光発電の施設設備にしてもらいたくないなとはいつも思っております。以上です。

○藤井会長 この農地は全部、前耕作人、譲渡人が耕作されていたものでして、毎年作付されとったから特にそんなに———というような意識は感じはないんですけども、———あるでしょう。一応毎年やられていました。ほかに何かございませんか。どうぞ。

○6番 今の皆さんの御意見が気になったんですけど、ここは防府市のハザードマップでいったらどういう地域になるんです。私のちょっと記憶違いかもしれませんが、たしか、私が生まれる前なんですけど、———と思うんですけど、この辺りは———したんじゃない。たしか、———というふうに聞いておるんですけども、こういうところの心配はないんでしょう。

○藤井会長 ———。

○6番 ———じゃったと思う。———やったかいね。

○藤井会長 あのときはもうあれですよ。———。

○6番 ———もひどかったよね。だから、一級河川といえはそういうことはあるんだからね。そういうのはどうなんかなと思って。

○藤井会長 一級河川やからこそあれでしょう。———に入

っていますよね。

○事務局 そうですね。———ですので、そういったものはこの辺りも入っておりますね。一応、業者のほうからは、これとは別に———なので、河川法についてはどうかということで尋ねたんですけど、河川法は対象外ということで回答をいただいております。

○藤井会長 どうして対象外なの。

○事務局 あれは川から一定の距離以内ということで、区域が決まっております、今回は河川事務所に尋ねたところ、今回の申請地については対象外ということで回答があったそうです。

○藤井会長 そういう、先ほど言いましたように条件不利なところですけども、今回は譲渡人3名と2名おられますけども、お二人の、———ですし、———でもありましたので、耕作には一生懸命やられた方ですけども、時代の流れに逆らわずということで売られるということになる。これも御時世だと思います。よろしいですか、そういうことで。ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ事務局、——の件は業者さんにもしっかり確認をしておいてください。

○事務局 はい。

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5、6、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。この地区は本来、池田委員さんの担当地区なんですが、諸事情がありまして、昨日、急遽休みますという連絡がありましたので、代わって私が報告をいたします。

なお、確認等は全部池田委員さんのほうで済んでおります。

議案第69号の8は、太陽光発電施設を建設するために農地を転用したいという申請です。11月7日に事務局2名と、池田委員さんと私で現地確認を行いました。いつ聞かれたかは分かりませんが、——、それから譲受人、譲渡人には連絡をしましたということです。

譲渡人ですが、——までは農業を本気でやられていた方で、まだまだ農地がたくさんあるんですが、———ということで、私がアンケートで寄ったときもそんなお話をされていました。今、全ての農地で休耕状態で徐々に荒れていっているという感じになっています。———もあるんですが、———についてはもう草ぼうぼうというような状況になっていますので、もう管理も思うようにできないという形になっています。

資料99ページからです。譲受人については、事業拡大のために農地を探していたところ、そう

いう話で取得をすることにしましたということです。2種農地ですし、特に問題になるようなこともないので、やむを得ないのかなとは思いますが、この農地ですね、図面を見られたら分かると思うんですが、斜線で消されているところがあると思いますが、これは大体太陽光発電で、太陽光発電がどんどん広がってきているというところですよ。

実はここは優良農地で、農業をやるには非常にやりやすいところなんですけど、面積ちょっと、一町当たりの面積は少ないですけど、やりやすいところなんですけど、こうやってどんどん変わっていくということで、今日の許可判断には関係ないところなんですけど、やっぱり優良農地を守っていくというのは何かを考えていかないと、特に——地区みたいに2種農地ばかりのところは、いいところから潰れていきます。

農業をやろうと思っても、太陽光発電業者は————円、坪————円ぐらい出して買いますので、太刀打ちできんのですよね、農業をやるための農地としたら。だったらもう、農業はやめるんですかというような状況にどんどんなってきていますんで、この辺またいろんな提案等もしていかないといけないと思います。

さっきちょっとありましたが、農業をやりにくいところは荒れるよりはこういう施設のほうがいいんで、どんどん造っていただきたいと思いますが、優良農地というのはやっぱりどうにかして防ぐ方法を考えていかないと、担い手が作りたいというときにもういいとこないよという話になりますんで、それはちょっと余談でしたが、報告は以上です。

皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。今、石川委員がおっしゃったように、確かに何とか守らなくてはいけないという思いはあります。ここは集団農地面積が40haですけども、——があるおかげで3種になっているんですけど、これが外れたら1種に戻る可能性があるということですよ。

ですから、それを待ちたいんですけど、駆け込みでまた今後予定があるんでしょうね、ここは。その辺のところは、皆さんも同じような思いでおられると思いますので、何か良い方法がないのかまた、簡単にはいきませんが、またいろいろ考えていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

ほかに何か御意見がございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、裁決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案69号の9番は、譲渡人2人の農地を——が譲り受けて、太陽光発電設備を設置するという案件です。現地確認を11月7日に事務局の方3名と池田委員で行いました。ヒアリングは11月11日に行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は資料の108ページ。御参照してください。市内から——に入ってすぐになりますけど、この辺りは——になって、その——になります。この農地は、——までは耕作されていたそうです。——しております。——のかなという感じです。——でしたと。

その後、保全管理はされていましたが、今回、——に売却されることになりました。——にお話を伺うと、敷地の草刈りは年に2回行いますと。赤線についても草刈りはやりますと。水路の清掃も必要に応じて実施すると。

それから、周辺関係者への説明状況から見ても、特に問題ないものと判断します。

農地法の許可基準について御説明します。

資料の107ページにあるように、この農地区分は第2種農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、許可基準を満たしております。また、一般基準の転用の確立性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。——
——太陽光発電ですけども。何か御意見があればお伺いしますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案69号の10番は、譲渡人の農地を譲受人が駐車場の整備のため、所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は11月11日に木原小委員長と事務局2名と私として実施しましたので、調査も含めて報告します。

資料につきましては、117ページから122ページに記載されております。118ページ、119ページを開いていただけたらと思います。

申請地につきましては、——がありまして、その下地のほうにある2種の農地で、——という地区になります。申請地につきましては、草刈りによる保全管理がずっと行われておりまして、それから隣接する——と、すぐ——と一側に農地があるんですが、いずれも利用はされてなくって、保全管理の状況ということでございます。

譲受人からいろいろ話を聞きましたので、報告したいと思います。

資料につきましては、１２０ページと１２１ページのほうですか、開いていただいたらと思います。事業計画書と土地利用の計画図があります。ここは———でして、譲受人は———でして、———は主に———を行っておられるということで、このたび———を、これをつくりたいということ、それからこれを運営したいということのために、駐車場が必要となってきたということで、申請をされたということでございます。

———につきましては、———にして、現在、———
———で、十分な活動ができないということに注目したと。———に、今の駐車場のすぐ一隣になるんですが、そこに———が１２１ページにあると思いますが、ここが今、資材置場になっているんですが、ここの場所につくりたいということでございます。

———をずっとやってきて、———に取り組んできたということで、長年やってきたノウハウを持っておるので、こういう———はできますよという話です。その———があるんですが、これに関して———が必要になると。———ですね。こういったものを、これは———ということで、———というふうに聞いたということでございまして、つくるにあたっては、まず先に駐車場から取りかかりたいという話をされておりました。

定款の中に事業があるんですが、———とそれから———についても定めをしておりますよ。そういった事業を行っていきたいということでございますが、今回の事業については———しておるといふうなことをおっしゃられておりました。ただ、———というふうなことを熱弁しておられました。以上のようなことでございます。審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１０番、承認いたします。

続きまして、１１番、先月保留になった案件ですけれども、地元委員さん、改めて説明をお願いします。

○１８番 １８番、横木です。６９号の１１番は、今言われましたように１０月で保留となっております。

内容は、農地を資材置場に転用するという案件です。前回と、報告した内容とほぼ同じになりま

すけど、現地確認は9月25日に事務局の方2名と、池田委員で行っております。ヒアリングは10月9日と11月11日に行われましたので、その結果を御報告いたします。

現地の資料の124ページを参照してください。

市内から——に入ってすぐの場所になります。隣のページで説明しますけど、一月の議案で今回の譲受人が地番——と——の農地を取得されています。また、一月の議案では地番——が給水設備の進入路として転用されています。今回残っていた申請地を、——ですね、それを資材置場に転用するという案件です。譲受人には、10月9日に——にある資材置場を案内してもらい、話を伺いました。

見たところ、敷地の一方に足場材、3方にコンテナが置いてあり、廃棄物が入れてありました。敷地の中ほどでトラックの旋回、廃棄物の選別をされているとのことで、ごみ一つ落ちてなく、4Sが行き届いていました。コンテナの数もまだあり、空コンテナを置く場所が必要とのことでした。現在、既存の建物を倉庫に改造中です。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の123ページにあるように、この農地区分は第1種農地で原則転用することは許可されませんが、施行規則第35条5号既存施設の拡張に該当するので、許可基準を満たしております。また一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番の池田です。私も一緒に現地を見まして、違う考え方をしていると、誠に申し訳ないんですけど、これ第1種農地は原則不許可で、例外規定、既存施設の拡張とあるんですね、条文が。既存施設の拡張というのは、先月も事務局から配られたように既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。既存の施設の機能の維持・拡充ってということで、これはちょっとダブるかもしれませんが、当初、農地、新規就農で一筆を取得されたんですね、一か月前に。

そのときに、家のほうは分かりませんが、家のほうは——、農地のほうは——でない
と取得できませんから、——されとったんですね。この家というのがもともと農家住宅、それを一般住宅には変更されておられるようなんですけど、今、そこは倉庫に変えるということで、改築の工事が着手している状況なんですね。私も時々寄ってみるんですけど、確かにもう畳の座をのけて、壁も剥がしたりというのは入っていますけど、今のこの既存の施設の機能の維持・拡充のためということがあって、今回の場所ですね、農地ですね、これいずれにしても農地としてはもう——ですから取得できませんから、資材置場として取得されるんでしょうけど、既存の施設というのが、まだ工事が完了していない、倉庫として、今現地を現況を見た場合は、これは住宅で

すねというような感じなんですね。

だから私は、私の思うのは倉庫をきちんと工事完了はされて、あとは資材をいろんな今、離れたところにあります資材置場の資材をある程度入れられて、もうこれはいっぱいだから、もうこれ以上は入らないからこちらに拡充すると。そういう理由がないと、先に、まだ既存の施設をいらって状況で資材置場の取得はないんじゃないかと。ちょっとこの資材置場先、これを最初に資材置場にしたいというのがやっぱり——であったと思うんですけど、その経緯が、現時点では工事が完了してからそういう申請をしていただくという筋じゃないかと思うわけです。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。特に今の御意見に対して、何か御意見があればお伺いしますけれども、特に先月保留になった一番の理由というのが、現状何も利用されてないんじゃないかということが大きな理由であったと思うんですけども、今の説明でリフォームが進んで、準備が着々と進んでおる状況だという説明の中で、どこから利用がちゃんと進んでおるか、判断するかということになるかと思うんですけども、そのようなところで皆さん何か御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。どうぞ。

○11番 もう一点、追加で説明したいんですけど、今年の4月に資材置場というのは建物も何も建てないから、資材置場で転用して、その後に太陽光とかいつのまにやらやっている、そういう事例がよそであって、そのとおりに行われていないということを、国が今年の4月に通達を出しているんですね。資材置場をやる場合には、こういうことで工事の完了の報告とか求めて3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することと、こういうような通達の文書が、都道府県を通じて本市の農業委員会にも来ているということです。

それで県内でも、—————なんかでは既に資材置場の農地転用の許可についてというのをつくって、そういう方向でやっておるわけです。だから今、私事務局から受けたのが着手したら、それで倉庫に変更の工事に入っているからいいんじゃないかという説明を受けたんですけど、それはだからあと報告書をこういうふう求めて、完了しましたねと、そういうようなことができれば、それはもうそれでもいいんじゃないかなと思います。あとを追えるものがないんですね。その辺いかがでしょうか。

○藤井会長 事務局、今の国から通達はどういう内容でから、こちらに来とるんですかね。

○事務局 一応今、池田委員がおっしゃられたように、やはり資材置場を一度転用した後に、ほかの用途に、よくあるのが太陽光とかそういったものなんでしょうけれども、という悪質な事例がほかの自治体で起こっているということでですね、なので資材置場に関しては完了後に報告とかを求めるといような、そういった通知は来ておるんですけども、結局ちょっと運用面といいますか、実際ちょっとうちのほうではまだ、実際に報告ということの事例というのがまだちょっとないような状態ではあるんですけども、あくまで完了後のお話といいますか、完了後にそういう報告を定

期的に行うと、要はすぐにほかのものに変えないかという。

○藤井会長 例えば、今回の場合はいつをもって完了後と、報告を要求する予定なんですか。

○事務局 通常でも、完了報告というのは、農地転用後に出していただくようになりますので、その完了報告を今回のケースでも出していただくようにはなろうかと思います。

○藤井会長 分かりました。今池田委員さんがおっしゃるのは、どこでもって完了と見てこちら側が判断するかということになろうかと思うんですけども、皆さん御意見どうですかね。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。池田委員さんの意見に賛成です。まだ工事中の施設でありますから、既存施設とはいえないのではないかなと思っています。ですので、一般基準に該当するのかなという見解ではあります。皆様、いかがでしょうか。

○藤井会長 でも、地元委員さんの説明では、リフォームも始まっておって、ちょっとずつ資材が入ってきておるといような報告でしたので、それをもって、どこをもって完了しておるか、してないか、池田委員さんはいっぱいになって、施設が手狭になったという実態がなければ駄目だといようなお話でしたけれども、そこまで要求するかどうかということになろうかと思うんですけども、それを含めて皆さん何か御意見があればお願いします。

もともとここは、普通の農家住宅は用途変更なんかかけなくちゃいけないんですけども、——に關しましては都市計画法の枠組みから外れていますので、そういった用途変更は特に必要ない地域ですので、その辺のところは考える必要はないんじゃないかなというふうに思うんですけども、それを含めて何か御意見があればお伺いしますけど、どうですか。

○2番 2番、石川です。倉庫を拡張して、手狭だから拡張して、今回取得するという形になっているんですが、まず一点、倉庫というのがどういうものかというのが疑問がありまして、普通の民家に誰も住んで物を置いたら、私は倉庫だろうと思うんです。住まなくなったから倉庫代わりに使ってますというのはよくある話なんで、だからリフォームをしないと倉庫じゃありませんよという、そういう定義自体がないんで、実際に今持ち主が倉庫として使っているんなら、それは私は倉庫だろうと思います。

ただ、それを拡張して資材置場を造ると、この辺が無理にくっつけたという部分があると思うんですが、実際に足場材を建物の中に入れるとか、そんなのはあまりないと思うんで、もともと資材置場が造りたかったんだろうなとは思いますが、倉庫がリフォームが終わってないから、これを認めないよというのとはまた違う話だろうと思うんで、今の論点だったら、私は特に問題はないのかなと思ってます。

反対するんだったら、もうこの資材置場自体がちょっと筋が違うんじゃないのという、そういう話にしないといけないと思うんですが、そこに法的根拠はちょっと弱いのかなとは思いますが、特に今回は倉庫という観点でいえば、倉庫というふうに私は判断しています。

○藤井会長 ほかにございませんか。事務局、倉庫の使用実態とか何かというのが何か、目安となるようなものが示されないと駄目とかいうようなものがあるんですか。

○事務局 特に今回の農地法の施行規則第35条第5号については、その辺り特に規定はございません。このたび、この地区に関しては、都市計画区域外ということもあって、法的にはまず都市計画法、通常であればこの土地、用途変更というのがまず都市計画法のほうがあると思うんですけども、それに関しては都市計画区域外であるということで対象外であると。

もう一つ建築基準法のほうですね、そちらのほうでも用途の変更というのがあるんですけども、それに関しては建築基準法等の担当部署に確認しましたところ、実際に建物の用途を変更する範囲が200m²以上であることが要件であると。200m²を下回る場合に関しては申請の必要はないということでした。

今回、———にその辺りを確認したところ、もともとが家なんで、トイレであったりとか、お風呂とかそういったものもあるので、そこに関しては用途を変更しないと。そうなった場合、200m²

を下回るということで回答をいただいております。

○藤井会長 皆さん、何か意見ございませんか、今のお話をお聞きになって。前回は数名の方が反対されたというふうにお聞きしていますけれども、その方々の特に御意見をお聞きしたいんですけども、今の説明で何か疑問があればお伺いしますけれども。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。先月の案件としては、既存施設の敷地拡張に伴うというのが条件だったと思うんですが、これは資材置場単体じゃ結果的には駄目という判断でいいですかね。敷地拡張に伴う資材置場というのが条件というふうな判断でいいんですかね。

○藤井会長 事務局、どうですか。ちょっと僕としては理解できないんですけどどういことですかね。

○4番 要は、例えば1種農地だから転用自体が難しいと。それが資材置場を理由に申請が上がったときの判断としては、じゃあ駄目ですよと。ただ、ここが既存の施設があって、敷地拡張に伴う資材置場利用ということならオーケーですよ、いうのを判断しているわけですよ。だから、単体では駄目という判断でいいんでしょうかということです。

○藤井会長 事務局。

○事務局 そうですね。通常資材置場というだけでは1種農地の許可の例外規定には該当しません。よくある話であれば、集落接続とかそういったものが出てくるんですけども、このたびはこちらの第35条第5号に、こちらに該当するのではないかとということで申請が出ております。

○4番 そういことかというと、第3条で先に取得されている農地があるからですね。そこも随時敷地拡張みたいな形で転用していくというふうに捉えられると、これちょっと筋が違うという判断で、何らかの制限をかけてもらった上でここを判断していただきたいなって自分は考えるんですけど。

以上です。

○藤井会長 それは今後、何か制限をかけることはできるの。確かに、これからは際限なくどんどんどんどんいくというのはちょっと、どこかで分ける必要はあるかと思うんですけども、そのところを含めて何か対応策があるということ。

○事務局 以前でしたら、2年2耕作というのが規定としてございました。ただ、それももう基本的には使えないものではありませんので、今後は地域計画とかそういう、1種農地の場合は地域計画とかそういったものが壁にはなってくるのかなとは思われます。もしくは、この近くとかだと農用地というところもありますので。

○藤井会長 どうぞ。

○11番 11番、池田ですけど、今の最初に取得された個人で農地を新規就農でやるという、その農地を今、それも資材置場とかそういう理由で拡張できないかというのがありましたけど、これですね、先月も同じ質問があったんですけど、それを私が調べた範囲では、回数については制限がない。ないということではできるといえることになると思うんですよ。回数規定2回はできないと。

———、———ですか、今この2つはもうそちらの、ほかの資材置場とかそういうものにはできないよといってあるという、——のほうでですね、できないと。

それもまたおかしな話で、できるなら、これはできないけどこっちは認めてほしいということでですね。だから、先に農地の取得のときに家のほうが——で取得されたというのが分からなかったんであれですけど、当然その筆のところも将来どうするかというのはあったと思うんですね。やっぱり当初に。その辺がやはり、ちょっと資材置場ありきじゃないかという形が出ておりますので、しかもそれが1種農地だと。いろいろ、だから2種農地とかなかったんじやろうとかあるけれど、譲渡人と譲受人の関係もありますから、そういうのでセットでちいうことになったと思うんですけど。

○藤井会長 今、事務局から説明がありましたように、昔から取得した農地は2年2耕作なんていつてますけれども、これはどこにもそういうのは明記されておるわけではないんでね、山口県においてもですね。

一応目安としてそういうことでやっていこうということでやってきとるわけでした、それは重きを置かなくてはいけないんですけども、決して法的に拘束力があるわけじゃないんで、なるべくそれをお願いするようにしてきとるわけですけども、今回の場合もこのまま放置すれば、のべつ幕無しにどんどんこういうのをやってほしいということになる可能性もあるんですけども、それをもって今回の件を不許可にするのはちょっと乱暴すぎるんじゃないかなというふうに思いますし、拘束力がなくても当委員会としてはこれからはどんどんこういうことをむやみやたらに認めるつもりはありませんよぐらいは、くぎを刺しておく必要はあるかなというふうには思っています。

現状の法律的な根拠からいっても、これを今回今の皆さんの説明でから駄目ですよとはなかなか言えないんじゃないかなというふうには思うんですけれども、皆さんの御意見どうですかね。何か反対意見があればお伺いしますし、特にないようでしたら最終的に採決させていただこうと思えますけれども。

現状はもうリフォームされとって、もう利用に向けて進んでいるというところは、これは判断の材料の一つとして取り上げなくちゃいけないかなというふうには思っています。ほかに何か反対御意見があれば、お伺いしますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　じゃあ、御意見いろいろあるかと思えますけれども、採決させていただきたいと思えます。１１号、御反対の方は手を挙げてください。

〔反対者挙手〕

○藤井会長　３名、ちょっと事務局、反対の方の名前を記録しておいてください。ありがとうございます。

それでは、今回の案件は一応賛成多数ということで、承認させていただきます。そういうことでよろしく願いいたします。

そういうことで、議案第１１号、承認という形にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第７０号、７１号、７２号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　御説明します。

議案書８ページからです。

議案第７０号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条により、改正前の基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和６年１１月２６日公告予定の利用権設定が２９件提出されております。

この件の集積面積は９万７，８４９㎡で、利用権の内訳は所有権の移転が６件、使用貸借権の設定が２２件、賃貸借権の設定が１件です。また、新規が３件、更新が２３件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、基盤強化法の一部を改正する法律附則第５条により、改正前の基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第７１号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条により、改正前の基盤強化法第１９条の規定による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）。

議案第７２号農地中間管理事業法第１８条７項、農用地利用集積等促進計画の公告について御説

明します。

議案書は32ページからです。

議案第71号、72号につきましては、県で公告予定の利用権設定が15件になります。農地の集積面積は5万6,776m²です。こちらは新規が3件、更新が12件でございます。

議案第71号で、やまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第72号によって貸付を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。該当される委員さんもおいでですけれども、このたびはあえて退席を求めないで進めさせていただきたいと思います。

目を通していただいて、御意見あるいは説明が必要と思われることがありましたらお願いいたします。

では、私のほうから、特に今回の議案第70号以降、8番、9番の初めとして、売買価格が明記されておるんですけれども、これはどうしてですかね、今回こんなに出てきたのは。

○事務局 売買価格についてなんですが、渡し人と受け人の間で協議の結果決まっていることなので、ちょっとこちらとしてはもう……。

○藤井会長 これって今までもこうやって出てきちゃったかいね。

○事務局 はい。毎月このように表示はさせていただいておりますが、今回とても——なものがあるので。

○藤井会長 今回は———なものが多いんで、何かあるのかなと思ってですね。これも、単位も筆とかになっとったりあるんでね、どういうことなんかなと思って。1反幾らとかじゃなくてね。

○事務局 これも、当事者間で価格をどのように設定されるかというのを話し合われて決められたことと聞いております。

○藤井会長 少なくとも私の認識じゃあ、———も、———
———が並んどるんだけど、特にその辺は変わったことがあるわけじゃなくてですか。

○事務局 受け人の方の強い御希望でということは聞いております。

○藤井会長 地元委員さん、この価格のことについて何か聞かれとることがありますか。どうぞ。

○5番 5番、原田です。この価格について、私も疑問に思っただけなんですけど、3番と4番が私のところで、筆書きのところで、これ筆で書いてあるから4番は5筆であるから、これに5を掛けるかなというふうな。

○藤井会長 これ、面積関係なくということですね。

○5番 したように思うんですけど、3番と4番は近くの方なんですけど、———
から、すごく不思議に思ったんですけど、大体ですね、前から話を聞いた価格については、4番の

ほうの価格が———ですけどね、3番のほうが、———
——。

今日の議案の中の4番ですかね、初めにやった第67号の4番ですか、あれも———
で出ています。———のかなと、農地の取り方ですね。ちょっと4番の方は今まで
どおりの感じがするんですが、そんな感じで受けています。

○藤井会長 考えられるのは、———のものですからね、相場的にそんな
傾向があるのかなという思いもするんだけど、この流れでしたら担い手がなかなか農地を買えま
せんよね、これからは。

これからの流れは、農業委員としても地元の農地がどのくらいの売買でから、価格で売買されと
るかというのはできるだけ把握しておきたいと思いますので、ぜひ皆さん、なかなかこういう金額
に触れることは難しいかもしれませんが、所有権の移転のときには確認できる範囲でから確認
して、情報を共有していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんか。御質問、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、特に御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第70号、
71号、72号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで70、71、72号承認いたします。

続きまして、議案第73号非農地判定の取り消しについて。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は40ページになります。

議案第73号非農地判断の取消について御説明します。

記載の対象地は、令和6年2月の総会で非農地の審議をした農地になります。

このたび、この農地について、この地域で今やっております———から耕作の申出がありま
して、農地の所有者との売買の話がまとまりまして、———

———、非農地判断の取消が必要に
なりまして、今回取り消すものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 これ、地元議員さんの説明はいい。要らんね、もう。それでは、審議に入ります。御意
見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第73号を承認いたします。

続きまして、報告事項が、70号から76号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で締めたいと思います。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員